

徳島県読書バリアフリー推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、徳島県読書バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより読書が困難な者（以下「視覚障がい者等」という）の読書環境を整備・充実させることにより、障がいの有無に関わらず、すべての県民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受し、一生を通じて学び続け、人生を豊かにできる社会の実現を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議・提言等を行う。

- ①視覚障がい者等の読書環境の整備・充実について
- ②視覚障がい者等の読書環境の整備を通じた共生社会の推進について
- ③視覚障がい者等の当事者、図書館、ボランティア団体、行政機関等との連携の構築について
- ④その他、徳島県読書バリアフリー推進計画について

(構成)

第4条 協議会は、次の者をもって委員15名以内で組織し、教育長が委嘱する。

- ①学識経験者
- ②福祉関係者
- ③障がい者団体等関係者
- ④教育関係者
- ⑤ICT関係者
- ⑥図書館関係者
- ⑦ボランティア関係者

2 委員には、視覚障がい等の当事者を含めることとする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、協議会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会は、委員長がこれを招集し、会議を主宰する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、県教育委員会生涯学習課において行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。